

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和6年3月26日（火）午前10時6分
閉会年月日時刻	令和6年3月26日（火）午前11時31分
開会の場所	邑楽町役場2階201会議室
議案事項	<p>議案第5号 令和6年度邑楽町教育行政方針について</p> <p>議案第6号 邑楽町英語検定料助成金交付規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第7号 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第8号 邑楽町立学校修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第9号 邑楽町教育委員会文書管理規則について</p> <p>議案第10号 邑楽町教育委員会文書事務規程について</p> <p>議案第11号 令和5年度末事務局等職員人事について</p> <p>議案第12号 邑楽町スポーツ推進委員の委嘱について</p>
その他	<p>1) 令和5年度末教職員、事務局等職員人事について</p> <p>2) 令和5年度高校受験結果について</p> <p>3) 長期欠席者等の状況について</p> <p>4) 令和6年4月行事予定について</p> <p>5) 次回教育委員会について</p> <p>6) その他</p>
出席者	<p>教 育 長            藤江 利久</p> <p>委        員            岡田 真幸</p> <p>委        員            谷津 洋子</p> <p>委        員            中村 郷志</p> <p>委        員            橋本 明香</p>
説明員	<p>学校教育課長        松崎 澄子</p> <p>生涯学習課長        田中 敏明</p> <p>教育委員会書記     高橋 克徳</p> <p>教育委員会書記     松井 宏樹</p>

会議録

議長（藤江）

ただ今より、3月定例教育委員会を開会いたします。  
 それでは、今回の議事録署名人を決定いたします。岡田委員、谷津委員  
 をお願いしたいと思います。  
 続きまして、教育長事務報告をいたします。

2月22日は、議会全員協議会で第1回定例会提出案件の説明を行いました。  
 24日は邑楽町民劇団の「うみにかえる」の演劇を鑑賞しました。26日は  
 給食センター物資購入部会会議がありました。28日は議会一般質問の検  
 討会を行いました。また、社会教育委員会議がありました。3月2日は4年  
 ぶりのスポーツ少年団交流会の開会式に出席しました。3日は町長杯争奪  
 サッカー大会が4年ぶりに開かれました。4日は課長会議に出席しました。  
 5日から15日までは議会第1回定例会が開催され、6日、7日は合わせて10  
 人の一般質問が行われました。教育委員会関係では、学校図書館の標準  
 蔵書数について、福祉教育について、不登校の増加について、公民館の  
 運営や管理委託などについて、質疑が行われました。8日は管内校長会を  
 行い、10日はたてしん杯争奪少年野球大会の開会式がありました。それ  
 から、高島公民館まつりでお茶をいただきました。13日は中学校の卒業  
 式、15日は議会定例会が最終日であり、全ての議案が可決いたしました。  
 その後、議会全員協議会がありまして、中央公民館の雨漏りについて改  
 修工事が完了したという報告をいたしました。議会の了承を得られて、  
 修理はこれで終わりということになりました。同日午後、第3回人権教育  
 推進協議会に出席いたしました。16日は東毛地域圏文化フェスティバル  
 の開会式典に出席いたしました。オープニングのフラメンコの公演が素  
 晴らしかったです。18日は課長会議、19日は図書館協議会、21日は管内  
 校長会を招集し、教職員人事の内示を行いました。22日は小学校卒業式、  
 23日は保育園の卒園式がありました。同日午後は、町民吹奏楽団のスプ  
 リングコンサートを鑑賞し、その後、町文化財保護調査委員会議を行  
 いました。24日は近県少年柔道大会が町民体育館で行われました。また、  
 中央公民館ホールで由美かおるさんの講演会がありました。歌や体操を  
 通じて、前向きな人生を楽しもうという内容でございました。

議長（藤江）

ご質問ありますか。ないようですので議事に入りたいと思いますが、ま  
 ずお諮りします。議案第11号、令和5年度末事務局等職員人事について、  
 議案第12号、邑楽町スポーツ推進委員の委嘱について、6その他の1) 令

	<p>和5年度末教職員、事務局等職員人事については、人事案件のため、2) 令和5年度高校受験結果について、3) の長期欠席者等の状況については、個人情報案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条号第7項及び第8項の項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
議長（藤江）	<p>異議なしと認めます。これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは、議案第5号令和6年度邑楽町教育行政方針について松崎学校教育課長・田中生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長（松崎）	<p>令和6年度の邑楽町教育行政方針は、別冊となっております。2月の教育委員会で案をお示しし、修正箇所につきまして生涯学習課と学校教育課よりご説明させていただきました。その後、ご意見をいただく期間を設け、委員のみなさまには、内容を丁寧にご確認いただきましてありがとうございました。前回からの修正はございませんでした。本日は、みなさまの最終確認を経まして、決定していただくこととなります。よろしくをお願いします。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>6ページの1番下の目標4「町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり」が生涯学習課の担当となっております。今回、課全体で大幅な見直しを行いました。毎年、従来の方針に追記する形で見直しをしてきた結果、内容が膨大になりすぎ、同時に内容の重複もありました。文面を現状に合わせて修正するとともに、重複する内容を削除するなどして、方針全体をスリム化いたしました。</p>
議長（藤江）	<p>何かご質問ございますか。ないようですのでお諮りします。議案第5号令和6年度邑楽町教育行政方針について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔賛同の声あり〕</p>
議長（藤江）	<p>議案第5号については、原案どおり決定されました。</p> <p>それでは次に、議案第6号邑楽町英語検定料助成金交付規則の一部を改正する規則について、松崎学校教育課長より説明をお願いします。</p>

<p>学校教育課長（松崎）</p>	<p>議案第6号から第8号までは同様の案件でございます。令和5年11月22日開催の邑楽町補助金等審査委員会において決定した事項への対応となります。終期を定めている規則等について、その終期を削除するものです。終期削除の理由は、終期をもって廃止となった補助金等において、補助金の返還等が必要となった場合に、規則等が廃止となってしまっているために諸手続が進められないという不具合が考えられるためです。町部局と教育委員会部局が、一斉に対応することになります。</p> <p>5ページの新旧対照表をご覧ください。右側、現行の附則2「この規則の失効」に、「この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。」とあります。左側、改正後案にありますように、この終期を削除するものでございます。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>今の説明について、ご質問ありますか。</p>
<p>教育委員（岡田）</p> <p>議長（藤江）</p>	<p>英語検定料の助成について、大人は対象外でしょうか。</p> <p>対象は、中学生のみです。他にご質問はございますか。ないようですので、承認いただけるでしょうか。</p> <p>〔賛同の声あり〕</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>議案第6号については、原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第7号邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、松崎学校教育課長より説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（松崎）</p>	<p>議案第6号と同様、要綱の終期であります令和8年3月31日を削除するものでございます。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>今の説明について、ご質問ありますか。ないようですので、承認いただけるでしょうか。</p> <p>〔賛同の声あり〕</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>議案第7号については、原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第8号邑楽町立学校修学旅行等の中止又は延期に伴うキ</p>

	<p>キャンセル料等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、松崎学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長（松崎）	<p>議案第6号、第7と同様、要綱の終期であります令和8年3月31日を削除するものでございます。</p>
議長（藤江）	<p>今の説明について、ご質問ありますか。ないようですので、承認いただけるでしょうか。</p> <p>〔賛同の声あり〕</p>
議長（藤江）	<p>議案第8号については、原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第9号邑楽町教育委員会文書管理規則について、松崎学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長（松崎）	<p>町では、現行の邑楽町文書管理規程を見直し、2つに分けることで運用面の改善を図ります。このことへの教育委員会分の対応が議案第9号、10号となります。町の現行文書管理規程は、文書管理と文書事務の規定が混在する構成となっております。現行規程を「文書管理」に関する規則と「文書事務」に関する規程に分け整理します。分割した邑楽町文書管理規則、及び、邑楽町文書事務規程は、令和6年4月1日施行予定です。議案第9号、10号は、町の規則・規程を準用し、教育委員会においても公文書の管理や事務について明確かつ適正に行えるように整備するものです。議案第9号は、文書管理に関する規則であり、文書の作成、整理、保存、移管・廃棄、目録の作成などを規定しております。13ページ、邑楽町教育委員会文書管理規則案をご覧ください。</p> <p>第1条（趣旨）、邑楽町教育委員会の文書の管理について必要な事項を定めます。</p> <p>第2条（準用）、邑楽町文書管理規則を準用します。</p> <p>第3条（文書取扱責任者）、下部の別表に掲げる職にある者を充てます。</p> <p>第4条（その他）、必要な事項は、教育長が別に定めます。</p> <p>附則として、この規則は、令和6年4月1日から施行します。</p> <p>なお、準用の元となる邑楽町文書管理規則は、14ページから26ページにございます。</p>
議長（藤江）	<p>今の説明について、ご質問ありますか。</p>

教育委員（岡田）	これは保管期限等を定めているのですか。
学校教育課長（松崎）	はい。保存年限も定めています。
教育委員（岡田）	電子ファイル・ハードディスク等も含まれているのですか。
学校教育課長（松崎）	はい。一般的に文書管理、保存年限を職員が通常意識しているのは、事務の中でファイルしていく書類などがありますが、そのファイルの背表紙に保存年限を記載して、保存年限を過ぎたら廃棄、保存年限中は廃棄しないというのが1番よく職員が使う書類ですけれども、その他にも、生涯学習課の方で歴史的意味合いのあるものを今後どのように保存したり廃棄したりしたらいいかというようなことも含め、今回整理をしました。
教育委員（岡田）	紙媒体を廃棄すると同時に、ハードディスクに残っているデータも一緒に廃棄するのですか。
学校教育課長（松崎）	ハードディスクに残っている、例規集等々に残っているものについても廃棄されてなくなっていくます。
生涯学習課長（田中）	公文書の定義としては、メールで来たものでも、あるいは個人的なメモでも、内容によって公文書となります。その文書を廃棄するとなれば、同一の電子データについても廃棄をするということです。
教育委員（岡田）	例えば、5年の保存年限の文書でも、10年、15年保存して構わないが、5年を過ぎたら破棄してよいということでしょうか。
生涯学習課長（田中）	はい。基本的には文書を廃棄するためのルールであり、文書が存在するという事は、情報公開等利用するために保管しているので、文書がどこに保管されているかということも定義します。廃棄した文書については、情報公開を請求されても不存在として回答するための定義をすることになります。
教育委員（岡田）	非公開文書かどうかということは、また別の話なんですか。
生涯学習課長（田中）	はい。非公開文書については、個人情報に関するものや、町の政策形成に影響を及ぼすものが該当しますが、情報公開を請求しても、非公開と

	<p>なるように分類をし、また、今の時代に若干合わなくなっている規定を今の時代に合うように、例えば電子媒体は、文書として位置付けられてなかったということがありましたので、今回はその電子文書も文書であると、そういう位置づけをしています。</p>
教育委員（中村）	<p>教育委員会の考えを入れて規則を見直すということでしょうか。ただ、町部局の規定を準用するということは、町の文書管理規則が基本なんです。</p>
学校教育課長（松崎）	<p>はい。教育委員会も基本は町と同じ考え方をします。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>教育委員会は町部局とは別機関なので、別に定める必要があります。</p>
議長（藤江）	<p>他に質問がなければ、議案第9号につきまして承認でよろしいでしょうか。</p> <p>〔賛同の声あり〕</p>
議長（藤江）	<p>議案第9号については、原案通り決定されました。</p> <p>続きまして、議案第10号邑楽町教育委員会文書事務規程について、松崎学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長（松崎）	<p>議案第9号と同様の背景により、議案第10号は、文書事務に関する規程であり、文書の收受、起案、決裁、施行等を定めております。28ページ、邑楽町教育委員会文書事務規程案をご覧ください。</p> <p>第1条（趣旨）、邑楽町教育委員会の文書の收受、起案、決裁、施行等について必要な事項を定めます。</p> <p>第2条（準用）、邑楽町文書事務規程を準用します。</p> <p>第3条（文書の記号）、下部の別表のとおりとします。</p> <p>第4条（その他）、必要な事項は、教育長が別に定めます。</p> <p>附則として、この規程は、令和6年4月1日から施行します。</p> <p>なお、準用の元となる邑楽町文書事務規程は、29ページから40ページにございます。</p>
議長（藤江）	<p>今の説明について、ご質問ありますか。ないようですので、承認いただけるでしょうか。</p>

	<p>[賛同の声あり]</p>
議長（藤江）	<p>議案第10号については、原案通り決定されました。  それでは、その他の4) の令和6年4月行事予定について、学校教育課・生涯学習課からお願いします。</p>
学校教育課長（松崎）	<p>会議要項の59ページをご覧ください。  学校教育課、小中学校の主な行事を申し上げます。  年度初めの1日は、町・教育委員会・教育研修員・教職員・教育相談室等の辞令交付式です。5日、保育園とこども園の入園式。8日、小中学校の入学式。9日、幼稚園の入園式が予定されております。定例の部会や管内校長会、園長会議がありまして、その他として、18日は、全国学力学習状況調査が実施されます。26日は、教育委員会が予定されております。  以上です。</p>
生涯学習課長（田中）	<p>4月1日につきましては、辞令交付式となります。4月の全般については、こちらにあるとおり、各団体の総会が中心になります。中央公民館の6日に上州邑楽七福神巡りが入っております。体育館の28日がおはようウォークで、例年どおり開催される予定でございます。  以上です。</p>
議長（藤江）	<p>ご質問がなければ、続いて、その他の5) 次回の教育委員会についてですが、4月26日午前9時30分からでよろしいでしょうか。</p>
	<p>[賛同の声あり]</p>
議長（藤江）	<p>では、次回の教育委員会は、4月26日金曜日午前9時30分から行うことに決定しました。次にその他の6) その他について、何かありましたらお願いします。</p>
学校教育課長（松崎）	<p>学校教育課より 4点報告いたします。  1点目。千代田町より、教育委員の異動について通知がございましたので報告いたします。委員1名が欠員となっておりますが、令和6年3月1日付けで新たに1名が任命されました。2点目。3月議会定例会での学校教育課への一般質問についてです。先程の総合教育会議では、不登校について</p>



<p>議長（藤江）</p>	<p>でのみ報告いたしました。ほかに、災害時の避難訓練について、感染症流行下における児童生徒や教職員の心のケアについて、令和5年度教育行政方針に関する取組実施状況、学校での手話の取組について、がございました。3点目。3月の管内校長会についてです。令和4年度の校長会や事務局の状況を踏まえ、今年度は管内校長会の在り方を見つめ直しました。構成員であります、校長、教育長、事務局員に今年度の校長会の運営を評価していただきましたところ、異口同音であったのは「雰囲気よかった」でございました。令和6年度も管内校長会を学校と教育行政をつなぐ要と位置付け、風通しの良さと連帯感を維持していきたいと考えます。今年度は、教職員が児童生徒と向き合ったり、児童生徒のためになる授業準備をしたりと、子どもたちのために使える時間を確保していけるよう、また、それが不登校を生じさせないことにつながるよう意識して動いてまいりました。小さな改革を積み重ねてまいりました結果、校長からも「教職員の働き方改革が前進した」との感想をいただきました。即効性は望めないかもしれませんが、今後も、子どもたちのために地道にコツコツと取組を進めて行ければと思います。4点目。2月教育委員会で報告いたしました制服等のリユース制度ですが、3月に入り、グーグルフォームを活用して小学6年生と中学3年生を対象にアンケートを実施しました。既に、制服やランドセルの希望者が待機しておりましたので、早速、希望者へ品物が渡せたケースがございます。本日現在、もし希望があれば提供しますと回答してくださった人数が中学校で12件、小学校で4件ございました。具体的には、制服や体操着、ランドセルなど、いろんな項目を挙げて、提供できるところにチェックをするようなアンケートフォームを作りました。その結果、中学生に上がる子に制服とジャージを、小学校に上がる子にランドセルと体操着を繋ぐことができました。次回は今年の秋に、ご協力お願いしますというようなニュアンスでアンケートを1回行い、年度末の3月にもう1回アンケート出しますと予告をする予定で考えております。今、1回行ったところで保護者の意見が聞こえてきておりますので、運用方法について学校とも協議・検討を重ね、保護者も学校も事務局も使いやすい制度にできるよう進めてまいりたいと思います。全体的には、今年度構築した、校長との連携体制が継続して行けるよう、令和6年度も事務局内でしっかり話し合い進めてまいります。</p> <p>以上です。</p> <p>小学校の4件というのは秋の段階でわかっている分ということですか。</p>
---------------	---

<p>学校教育課長（松崎）</p>	<p>3月の保護者アンケートで、卒業したら提供してもよいと答えてくれたのが小学校で4人、中学校で12人ということです。協力していただけるかたには、1年間捨てないで家での保管をお願いするので、どの時期に急に必要な人が出てきても、うまく回るようになるのは2年目からになると思われます。</p>
<p>教育委員（谷津）</p>	<p>個人で保管をするのですか。</p>
<p>学校教育課長（松崎）</p>	<p>はい。希望者がいるなら提供しますとアンケートで答えてくれたかたには、必要な時に連絡し、提供していただきます。1年間自宅で保管してくださいとお願いしているのは、事務局に保管する場所がないからです。持ってきてくださっても、ニーズとマッチングするかどうかはわからないので、ニーズがあってから、提供者のリストを見て必要に応じて繋がります。なければ申し訳ありませんが、繋げませんという運用を想定しています。</p>
<p>教育委員（谷津）</p>	<p>外国のかたで日本に転入してきて、小学校があと1年で終わるような場合に、新しく買うというのは大変ですよ。こんな制度があると助かりますね。</p>
<p>学校教育課長（松崎）</p>	<p>体育で使うジャージも、転入してきた日本の方だとしても、今おっしゃったように、もうあとわずかしかない時期に転入する事情があったりした時に、前の学校のジャージを着ても良いと言うのですが、もし提供できるものがあれば繋がりたいと思います。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>ほかになければ、非公開案件に移りたいと思います。それでは、議案第11号令和5年度末事務局等職員人事についてを議題とします。</p> <p>以下非公開</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>続きまして、議案第12号邑楽町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。</p> <p>以下非公開</p>

議長（藤江）	次に、6のその他の1) 令和5年度末教職員、事務局等職員人事についてを議題とします。  以下非公開
議長（藤江）	次に6のその他の2) 令和5年度高校受験結果についてを議題とします。  以下非公開
議長（藤江）	次は6のその他の3) 長期欠席者等の状況についてを議題とします。  以下非公開
議長（藤江）	以上で3月の教育委員会を閉会します。本当に長い間お世話になりました。